

転出入者等の貸付金の手続き(共済組合)

異動区分		償還方法 (複数ある場合はいずれか1つを選択)		提出書類及び手続方法等	
資格喪失(退職・転出)	退職	即時償還	退職手当より一括償還	手続き不要。ただし、退職手当に不足が生じた場合、支部が送付する「納付書」により組合員が納入。	
	公立学校共済組合の他支部へ転出	給与控除	転出前と同様	手続き不要	
	文部科学省共済組合岡山大学支部(岡大附属幼・小・中・特に異動する者)又は警察共済組合岡山支部へ転出	自己資金	自己資金により一括返済		「申出書」(要請求)を支部に提出。支部が「納付書」を組合員に送付。組合員が「納付書」により納入。
		借替	文科省共済又は警察共済で借替えの手続きを行い、支部に一括返済		「借受人残高証明願」(様式集P98)を支部に提出。支部が「残高証明書」と「納付書」を組合員に送付。組合員が「残高証明書」により異動先で借替えの手続き。借受後、直ちに「納付書」により組合員が納入。
	地方職員共済組合岡山支部又は岡山県市町村職員共済組合へ転出	自己資金	自己資金により一括返済		「申出書」(要請求)を支部に提出。支部が「納付書」を組合員に送付。組合員が「納付書」により納入。
		借替	地職共済又は市町村共済で借替えの手続きを行い、支部に一括返済		「借受人残高証明願」(様式集P98)を支部に提出。支部が「残高証明書」と「納付書」を組合員に送付。組合員が「残高証明書」により異動先で借替えの手続き。借受後、直ちに「納付書」により組合員が納入。
徴収嘱託者	徴収嘱託	転出前と同様		「組合員貸付金弁済方法申出書」(要請求)を支部に提出。 ※近い将来公立共済に復帰することが徴収嘱託の条件となる。	
	上記転出者で徴収嘱託により返済している者	給与控除	転出前と同様	手続き不要	

※ 上記転出者で支部に提出書類がある該当者は、3月31日までに必ず連絡願います。

資格取得(転入)	公立学校共済組合の他支部から転入	給与控除	転入前と同様	手続き不要	
	文部科学省共済組合岡山大学支部(岡大附属幼・小・中・特で勤務していた者)又は警察共済組合岡山支部から転入	自己資金	自己資金により一括返済	文科省共済又は警察共済で手続	
		借替	支部で借替えの手続きを行い、文科省共済又は警察共済に一括返済		「貸付申込書等一式」 「組合員期間証明書」(様式集P72) 「残高証明書」(文科省共済又は警察共済が発行したもの)を支部へ提出
	地方職員共済組合岡山支部又は岡山県市町村職員共済組合から転入	自己資金	自己資金により一括返済		地職共済又は市町村共済で手続
		借替	支部で借替えの手続きを行い、地職共済又は市町村共済に一括返済		「貸付申込書等一式」 「組合員期間証明書」(様式集P72) 「残高証明書」(地職共済又は市町村共済が発行したもの)を支部へ提出
	徴収嘱託者	徴収嘱託	転入前と同様		地職共済又は市町村共済で手続 ※近い将来地職共済又は市町村共済に復帰することが徴収嘱託の条件となる。
	上記転入者で徴収嘱託により返済している者	給与控除	転入前と同様	手続き不要	

- (ア) 上記転入者が借替により手続する場合の提出書類のうち、貸付申込書等一式とは、「貸付申込書」、「貸付借用証書」、「貸付事業における個人情報の取扱いに関する同意書」、「借入状況等申告書」の4点である。
- (イ) 上記転入者の貸付申込金額は、貸付種別に応じた貸付限度額の範囲内で、残高証明書の残高(経過利息含む)1円単位から申込み可能。申込締切日及び送金日は通常の貸付と同様。
- (ウ) 「住宅取得特別控除制度」の適用を受けている組合員は、借替後の償還期間と既に償還している期間の合計が10年(120回)未満になると、制度の適用を受けることができなくなるため注意が必要。

「徴収嘱託」とは異動前の組合で借り受けた貸付をそのまま残した状態とし、異動後の給与支給機関に対し貸付償還額の徴収を嘱託することを徴収嘱託といいます。組合員はこれまでと同様に給与・ボーナスから控除されます。